

広島県訓令 第二号
公営企業管理規程

本 庁
地 方 機 関
公 営 企 業 部 本 庁
公 営 企 業 部 地 方 機 関

広島県広報広聴事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

広 島 県 知 事 藤 田 雄 山
広 島 県 公 営 企 業 管 理 者 中 村 博

広島県広報広聴事務規程の一部を改正する訓令

広島県広報広聴事務規程（平成十八年 広 島 県 訓 令 第五号）の一部を次のように改正

する。

第四条第一項中「出納長室」を「会計管理局」に改め、同条第二項中「出納長室にあつては出納長をいう。以下同じ。」を「会計管理局にあつては、会計管理局長」に改め、同条第三項中「出納長室」を「会計管理局」に、「副出納長」を「会計管理局長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。